

(声明)

## 関西電力高浜原発3、4号機 再稼働ありきの適合「審査書」撤回を求める

2015年2月13日  
日本共産党京都府会議員団  
団長 前窪 義由紀

原子力規制委員会は12日、関西電力・高浜原発3、4号機が「新規制基準」に適合しているという「審査書」を正式決定した。これにより、工事計画の認可や地元同意手続きを経て、11月にも再稼働をする見通しと報じられている。この決定に対し、各地から「再稼働ありき決定」「無謀な判断」と怒りの声があがっている。

もともと、「新規制基準」自体が安倍首相のいう「世界最高水準」でもなく、いまだに未解明の福島第一原発事故の教訓は反映されておらず、EUで採用されている核燃料溶融時の対応設備や格納容器の強度、電源システムの独立性などの重要事項は盛り込まれていない。事故が起これば重大な犠牲を強いられる住民の避難計画を審査の対象にしない等、ずさんなものである。また、活断層やMOX燃料の危険性、原発の集中立地問題などを含め、まともな検討もないまま「適合」と決定されたものであり、到底許されない。

原子力規制委員会は昨年12月17日に「審査書案」を取りまとめ、パブリックコメントを実施したが、これに対し、30日間に3615件の意見が寄せられていた。高浜原発が立地する福井県には関西電力大飯発電所、同美浜原発、日本原子力発電敦賀原発、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」等の原子力発電所が集中立地していることから、「地震、津波などによる同時多発原発事故を考慮すべき」「避難計画を審査の対象にするべき」等の意見が寄せられたが、「基準では、各原発が独立して対応にあたる」として疑問や意見に耳を傾けなかった。また、京都府内の多くの自治体で輸送手段や高齢者ら要介護者の移動方法もいまだ、めどが立っていないままである。原子力規制委員会は、こうした中での「審査書」の決定をただちに撤回すべきである。

1月28日、京都府と高浜原発から30キロ圏内の周辺7自治体が、関西電力と「安全協定」を結ぶことが確認された。しかし、この協定案は、発電所の増設や建設計画、原子炉施設の変更や事故で停止した原子炉の運転再開の際、府の意見に対し、関電が回答するものであり、再稼働の地元「同意権」がなく、運転再開の説明義務は「事故で原子炉を停止した場合」に限られ、今回の高浜原発3、4号機は対象にならないなど重大な問題を持っている。

これまで知事は、関西電力との「安全協定」について、「安全性の確保について立地県と同じでなければならない」（2011年9月定例会本会議）としていたが、昨年2月定例会では「立地県に準じた安全協定」と言い換え、今回「同意権」のない「安全協定」の締結で、事実上、再稼働を容認することに道を開こうとしていることは、極めて重大である。

東日本大震災・福島第一原発事故からまもなく4年がたとうとしているが、事故は終息せず、汚染水が漏れ続け、福島では、12万人が故郷を追われたままである。今回の規制委員会の決定は、国民の命より原発利益共同体を構成する大企業・大銀行の利益を優先し、民意を無視して何が何でも再稼働しようとする安倍政権の暴走のもとで起っていることである。日本共産党京都府会議員団は、本日から開会された定例府議会で、再稼働を許さない声をあげるとともに、原発即時ゼロに向け、府民の皆さんと力あわせ、全力を尽くすものである。

以上